

## 競争入札等参加資格審査申請の受け付け

令和7年度に市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます。

申請していないと、競争入札等に参加することができません。  
※申請用紙は、市ホームページまたは契約検査課窓口で入手できます。

| 区分     | 建設工事・測量等コンサルタント業務                                          |                                 | 物品等の供給                                                         |
|--------|------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 対象     | 市内・市外業者問わず                                                 |                                 |                                                                |
| 業務     | 建設工事または測量等コンサルタント業務                                        |                                 | 物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供など                                   |
| 登録申請資格 | 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設会社) |                                 | 令和7年3月31日現在で、当該営業開始後1年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後1年以上のもの) |
|        | 審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高のある者                         |                                 | 直前1年の営業年度に営業実績高のある者                                            |
|        | 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人、または破産者で復権を得ていない者でないこと                  |                                 |                                                                |
|        | 市税その他納付金などの未納がない者                                          |                                 |                                                                |
|        | その他要領のとおり                                                  |                                 |                                                                |
| 受付期間   | 11月1日(金)～12月13日(金)必着                                       |                                 |                                                                |
| 受付方法   | 郵送(宅配便可)または持参                                              |                                 |                                                                |
| 必要書類   | 申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書など                                  |                                 |                                                                |
| 登録有効期間 | 市外業者：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)                            | 市内業者：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間) | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間)                                     |
| 注意事項   |                                                            |                                 | 令和7年度分未登録者の追加申請です。<br>※令和6、7年度の登録をしている場合は申請不要。                 |

☎契約検査課 (☎983-2201)

## ネーミングライツパートナーを募集 募集期間を11月22日(金)まで延長

持続可能な行財政運営に向けた自主財源確保の取組として、市有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、次の3施設の命名権者（ネーミングライツパートナー）を11月22日（金）まで募集しています。  
※募集要項等詳しくは市ホームページをご覧ください（右記のQRコードからアクセス可）。



子ども・子育て支援センター  
「すくすくの杜」



美濃山高区配水場



生涯学習センター



### ■ネーミングライツとは？

法人格を有する事業者が、市の保有する施設に企業名や商品名等を冠した愛称を命名することができる権利です。

### 効果的にPR

- ・施設看板等への愛称の表示
- ・市ホームページや印刷物での使用

### 地域に貢献

- ・ネーミングライツ料は、施設のサービスの維持・向上に活用されます

☎政策企画課 (☎983-1014)

## 令和6年度 低所得世帯物価高騰対策支援給付金

申請期限は11月15日(金)(当日消印有効)まで

給付金の対象見込世帯には、すでに確認書を送付しています。期限後の受付はできないため、申請が済んでいない場合は、必ず期限までに申請してください。

※本給付金はすでに、広報やわた7月号に掲載済の内容であり、新規の給付金ではありません。

### ■支給対象者

令和6年6月3日時点で本市に住

民票があり、令和6年度「新たに住民税非課税となる世帯」または「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯」の世帯主

※すでに令和5年度非課税世帯給付（7万円）または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付（10万円）の支給対象となった世帯を除く。

※住民税均等割が課税されている人

の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

※要件に該当すると思われる人で確認書がお手元ない場合は、お問い合わせください。

■金額 1世帯あたり10万円

### ■こども加算

支給対象世帯で扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子どもには、1人あたり5万

円を追加支給します。

なお、次の子どもも要件を満たせばこども加算の対象となりますが、申請が必要です。

- ・令和6年6月4日～10月31日生まれの新生児
- ・別世帯だが、支給対象者が扶養している児童

※この他、給付金の詳細はこちらのQRコードを読み込み、ご覧ください。



☎低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当 (☎981-5505)

## 令和6年秋季全国火災予防運動 11月9日(土)～15日(金)

### 「守りたい 未来があるから 火の用心」

(令和6年度全国統一防火標語)

### 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

#### ●4つの習慣

- ▶寝たばこは絶対にしない、させない。
- ▶ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▶こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▶コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### ●6つの対策

- ▶火災の発生を防ぐためにストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ▶火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▶火災の拡大を防ぐために部屋を整理整頓し、寝具・衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ▶火災を小さいうちに消すために消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ▶お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ▶防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 早朝駅前街頭広報

秋季全国火災予防運動の実施期間にあわせて、火災予防の呼びかけを行うための街頭広報を行います。

■日時 11月8日(金) 午前7時30分～8時

■場所 京阪石清水八幡宮駅前と京阪橋本駅前

### 火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

| 令和6年1月～9月累計( )内9月分 |              | 昨年同期累計 |
|--------------------|--------------|--------|
| 火災出動               | 10件 (0)      | 14件    |
| 火災以外の出動            | 264件 (28)    | 291件   |
| 救急出動               | 3,380件 (360) | 3,317件 |
| 搬送人員               | 3,078人 (331) | 2,993人 |

☎消防本部予防課 (☎981-0304)